

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和3年12月14日（火） 午前10時00分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

【市立病院】

10:05～10:20

- (1) 第7号議案 令和3年度亀岡市病院事業会計補正予算（第1号）

【こども未来部】

10:20～10:45

- (1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）
(2) 第14号議案 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【環境先進都市推進部】

10:45～11:15

- (1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）

【市民生活部】

11:15～11:30

- (1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）
(2) 第2号議案 令和3年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
(3) 第4号議案 令和3年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
(4) 第13号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【健康福祉部】

11:30～12:00

- (1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）
(2) 第3号議案 令和3年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

4 討 論～採 決

5 議会だよりの掲載事項について

6 行政報告

【こども未来部】

13 : 30 ~ 14 : 00

(1) 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）
について

(2) 亀岡市こどもの貧困対策計画について

【健康福祉部】

14 : 00 ~ 14 : 20

(1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

【環境先進都市推進部】

14 : 30 ~ 14 : 45

(1) 亀岡市埋立てごみ中間処理業務について

7 意見書案について

8 その他

保津保育所の移転整備について

1 趣旨

保津保育所においては、施設耐震化の未実施や野生動物の出没、また、送迎用駐車場がないことなど、保育環境に懸念があるため、入所児童が安全に保育所での生活を送ることができるよう、保津文化センターに隣接する市有地に、移転し、施設整備を行います。

2 事業概要

令和3年度から令和5年度にかけて整備を行います。令和3年度は、建設工事に係る実施設計業務を委託により実施します。

- ・令和3年12月補正予算(案)計上額 29,658千円
(実施設計業務委託)

3 計画

・施設概要

定員90名(0歳児～5歳児)

・スケジュール

令和3年度：実施設計業務委託着手

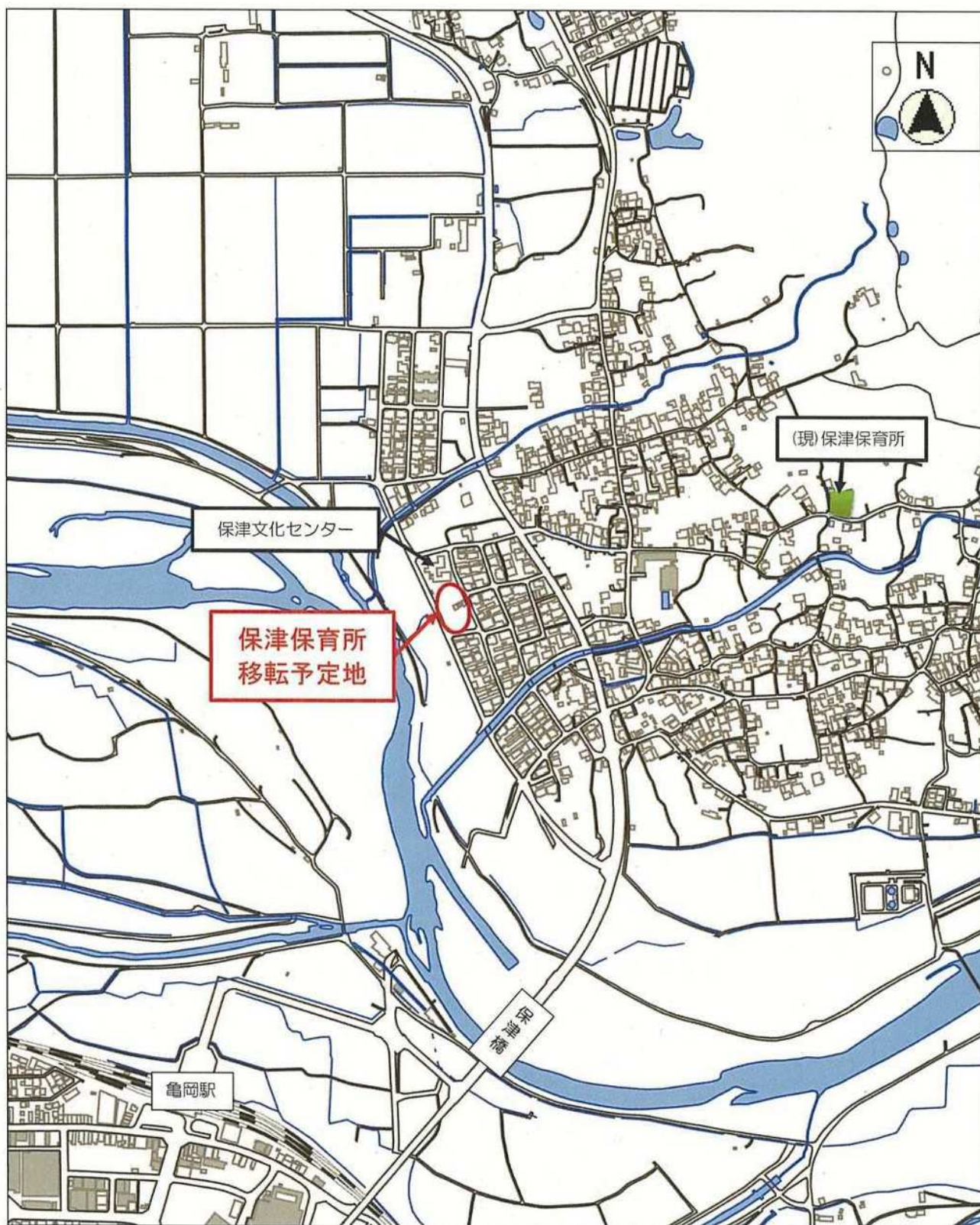
令和4年度： " 完了

建設工事着手

令和5年度： " 完了

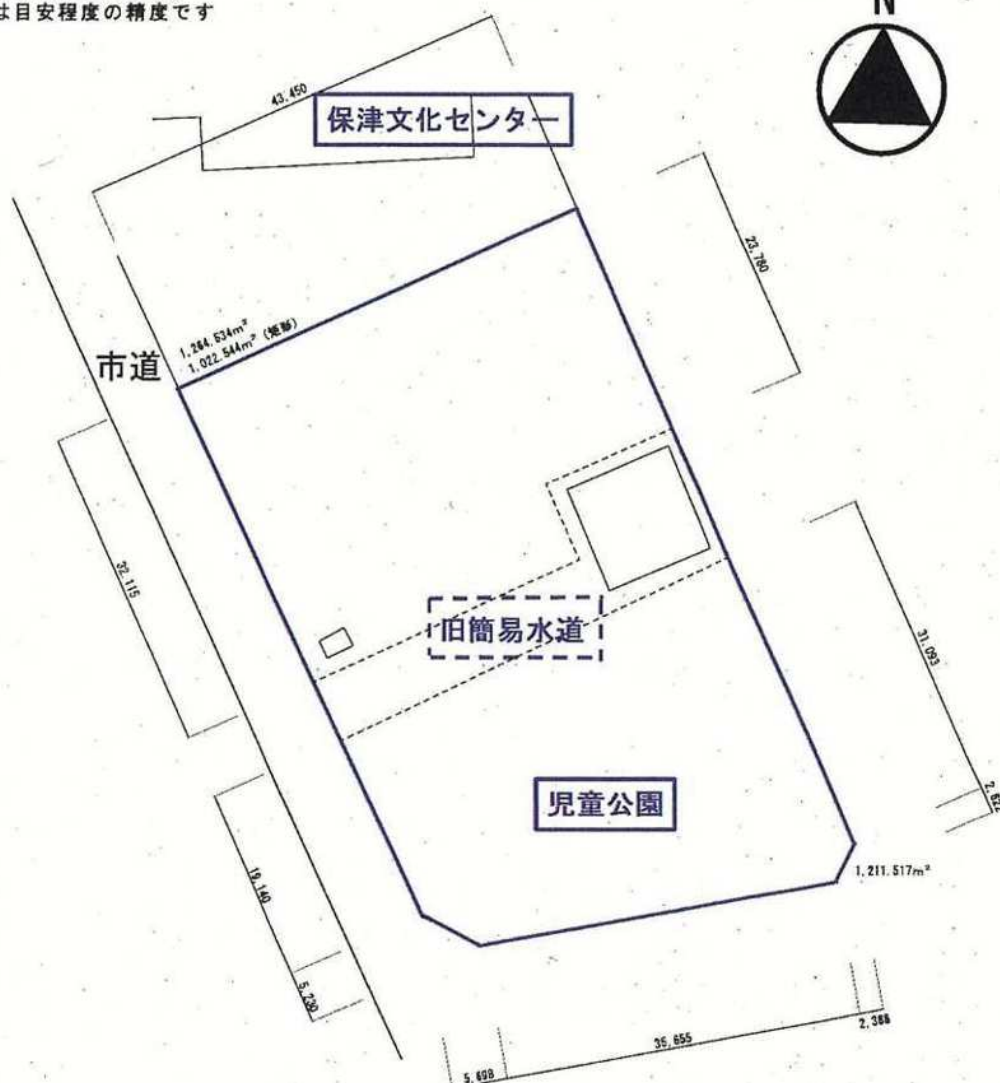
開園予定(令和6年2月)

【保津保育所 移転予定地】



※移転予定地の中で、保育所用地として使用する面積・範囲は決まっています。

GISデータ基準(1/250)
※縮尺・寸法は目安程度の精度です



環境市民厚生常任委員会資料

市民生活部

令和3年12月

出産育児一時金の見直しについて（令和4年1月実施）

○産科医療補償制度で分娩機関が支払う掛金が引き下げられることに伴い、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額を維持することを内容とする健康保険法施行令の一部改正が行われた。

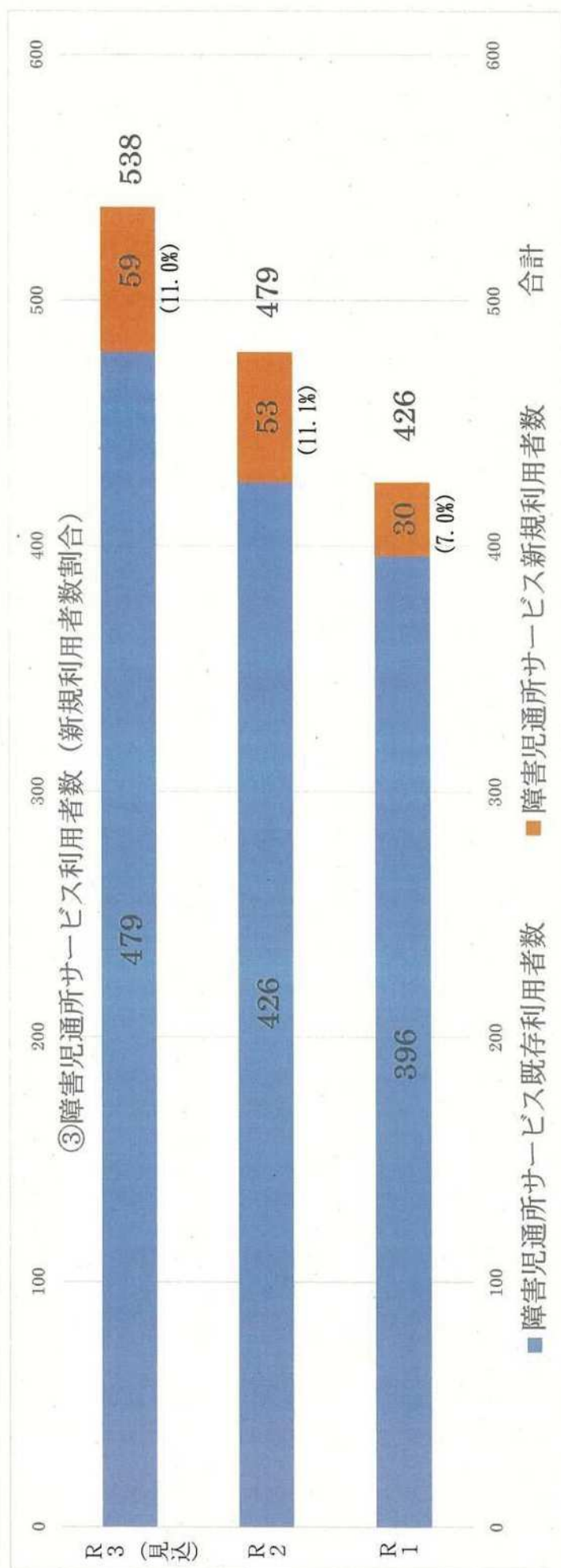
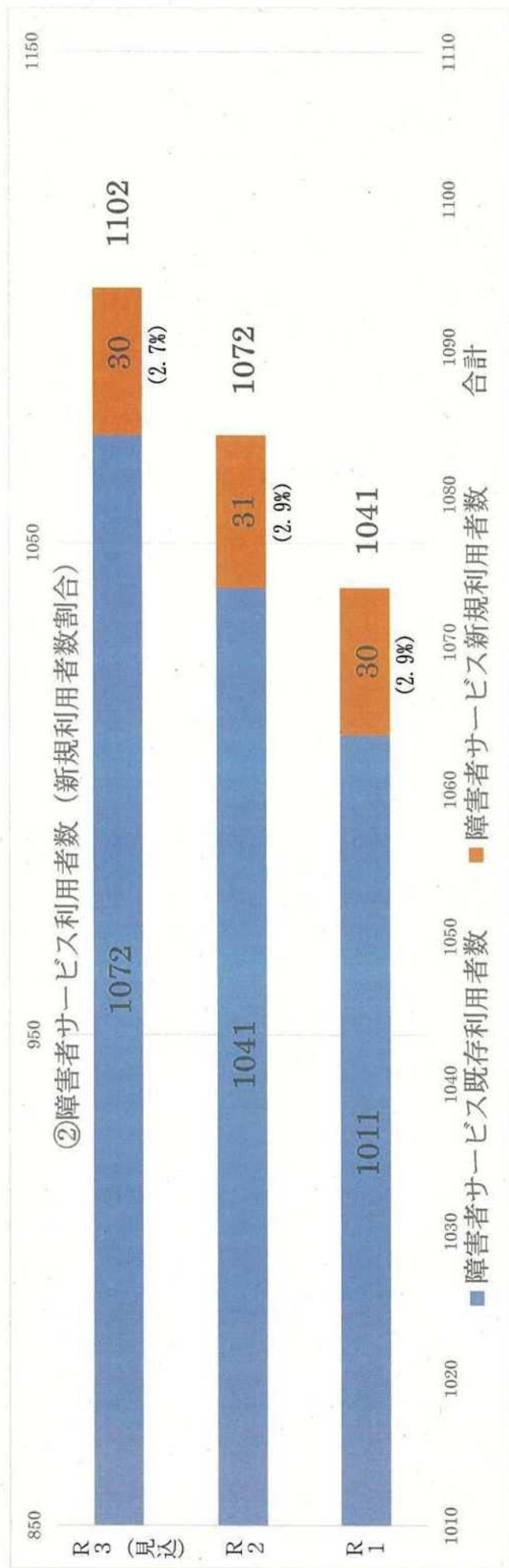
	現 行	改正後
産科医療補償制度における掛金	1. 6万円	1. 2万円
出産育児一時金	40. 4万円	40. 8万円
合 計	42. 0万円	42. 0万円

◎産科医療補償制度とは・・・

分娩に関連して新生児に重度脳性まひが発症した場合に、家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因を分析し再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図る制度です。

①福祉サービス費等給付額推移





追加接種（3回目接種）の概要

- 1. 対象者及び接種順 : 2回目接種後原則8カ月以上経過した18歳以上の者（前倒し接種については、国において検討中）
- 2. 接種期間 : 令和3年12月1日～令和4年9月30日まで
- 3. 使用するワクチン : mRNA ワクチン（ファイザー社 ワクチン又はモデルナ社 ワクチン（薬事承認後））
- 4. 接種費用 : 無料
- 5. 接種会場 : 医療機関での個別接種及び集団接種の併用（現在、医師会、病院関係者と市による接種検討会議で調整中）
- 6. 当面のスケジュール

※2回目接種人数は、12月14日現在のVRSより											
2回目接種月	令和3年 3月・4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
2回目接種人数	591	2,339	8,529	16,329	11,607	10,390	11,465	5,339	99		
接種券発送予定	令和3年 11月22日発送	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
3回目接種月	令和3年 12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		

※ワクチンの配給状況、医療機関の接種状況等により変更することがあります

凡例	
令和3年度	
令和4年度	

参考
12月接種対象者は、コロナ患者対応病院の医療従事者として先行接種をされた方
1月接種対象者は、市内医療機関等の医療従事者及び高齢者施設入所者等
2月以降の接種対象者は、高齢者等

令和3年12月14日
環境市民厚生常任委員会

— 提出資料 —

(1) 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)について

(2) 亀岡市子どもの貧困対策計画について

こども未来部

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業

○子育て世帯への臨時特別給付

1 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上(注1)の世帯を除き、0歳から高校3年生までの児童(注2)に1人当たり10万円相当の給付を行う。

そのうち、児童1人当たり5万円を現金給付として、先行給付する(以下「先行給付金」という)。

また、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係るサービスや商品に利用できる、子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う(以下「クーポン給付」という)。ただし、自治体の実情に応じて、現金給付も可能とする。

(注1) 扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。

(注2) 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。

2 給付内容

(1) 先行給付金 対象児童一人につき5万円の現金給付

(2) クーポン給付 対象児童一人につき5万円相当のクーポンを基本

3 給付対象世帯数(見込み)

8,700世帯(対象児童数14,000人)

4 給付額(見込み)

(1) 先行給付金 700,000,000円

(2) クーポン給付 700,000,000円相当クーポン券

5 給付対象者及び給付時期

(1) 先行給付金

①令和3年9月分の児童手当(※)を本市から受給している人(申請不要)

⇒ 令和3年12月24日(金)予定 ※特例給付を除く

②①以外の対象者(要申請)

⇒ 令和4年2月以降順次

(2) クーポン給付:対象児童の父母等

⇒ 来年春の卒業・入学・新学期に向けたクーポン等(※)の給付を目指して、できるだけ速やかに開始 ※有効期間は6か月以内で自治体が定める期間

(裏面あり)

6 主な事務スケジュール

(1) 先行給付金

12月10日(金) プッシュ型支給対象者への個別通知

12月20日(月) 給付金受給拒否の届出書提出期限

※本給付金は、民法上の贈与契約となることから、贈与契約の成立要件を確認するため、上記の手続きが必要になります。

12月24日(金) プッシュ型支給対象者への給付金の振込

1月上旬 「広報かめおか」令和4年1月号で事業周知

1月上旬 申請が必要な人への個別通知

1月上旬～ 申請受付

2月上旬 「広報かめおか」令和4年2月号で事業周知

2月中旬～(順次) 申請が必要な人への給付金の振込

(2) クーポン給付

12月3日(金) 【国】自治体への制度案説明

1月～ 準備作業

2月～ 委託事業者等との契約等準備作業

3月上旬 「広報かめおか」令和4年3月号で事業周知

3月下旬～ 5万円相当クーポン給付事業開始

9月末 クーポン使用期限

※事務の進捗状況等により、日程を変更する場合があります。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、「**プッシュ型**」による支給を行いますので、**改めての申請は不要**です。（高校生等の方は申請が必要です。裏面参照）

※希望しない場合等は、〇月〇日までに、届出書を返送するか、窓口まで持参してください。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の**児童手当（本則給付）**支給対象となる児童
- ②9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた**児童手当（本則給付）**の支給対象児童（**新生児**）

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、5万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、12月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

①児童手当（本則給付）を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

②支給申請を行った保護者

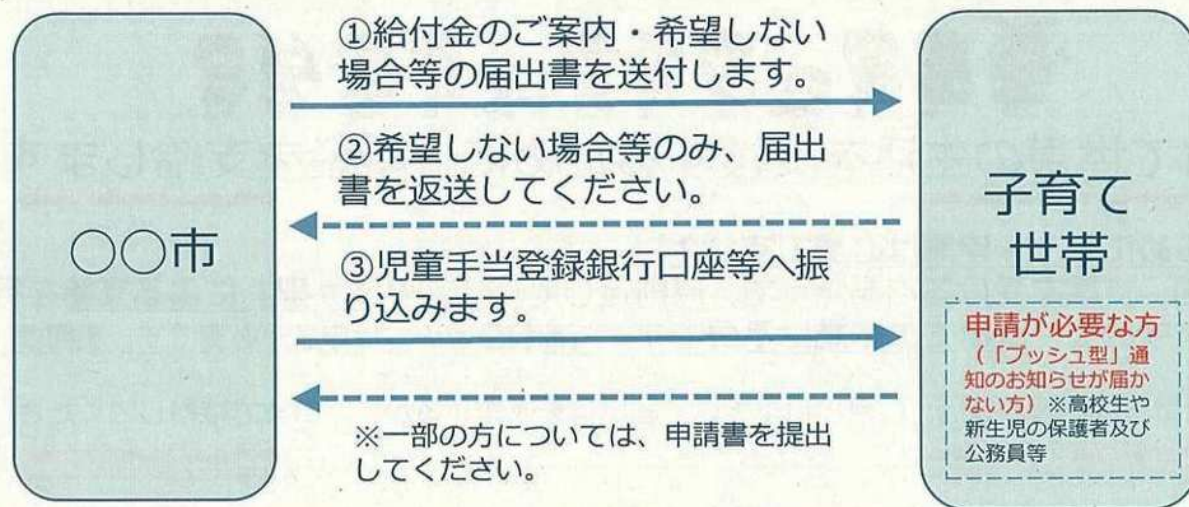
申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）が支給されませんので、令和〇年〇月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」での支給です。

〇〇市では、12月に支給する見込みです。（申請が必要な方を除く）



私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方）

例えば、次に記載する方は申請が原則必要ですが、〇〇市が所得＋口座情報を把握している場合は改めての申請は不要になります。※詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- ・令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員
- ・令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（新生児）の保護者 等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給した引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、〇〇市で子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



〇〇市役所 「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」窓口
電話：000（000）0000

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに〇〇市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに〇〇市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

亀岡市子どもの貧困対策推進プラン（案）

～ 子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか ～

（概要版）

令和3年12月

亀 岡 市

1 計画の基本的な考え方

本市では、平成30年12月に、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されることを目的とした「亀岡市子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利を大切に考える考え方が本市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会の実現をめざしています。

また、要保護児童・生徒数は、減少傾向にあるものの、児童虐待通報件数は増加傾向であるなど、日常生活に困難を抱える子どもがいる状況となっています。

今回実施した子どもの生活状況調査から、生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、子育て世帯の貧困が子どもの育ちに大きく関係していることが調査結果から見てとれます。

今般の国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」、「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」、「亀岡市子どもの生活状況調査」を踏まえ、亀岡市に住むすべての子どもの夢と育ちを応援するため、計画を策定します。

2 子どもの貧困の捉え方

本計画において、「子どもの貧困」は、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えています。

3 計画の位置付け

本計画は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ策定します。

また、本計画は、亀岡市子どもの権利条例を踏まえて、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、府の計画と連携を図りながら、亀岡市総合計画のもと、亀岡市子ども・子育て支援事業計画、亀岡市教育振興基本計画など、関連する諸計画との整合性を図っていきます。

4 計画の期間と対象

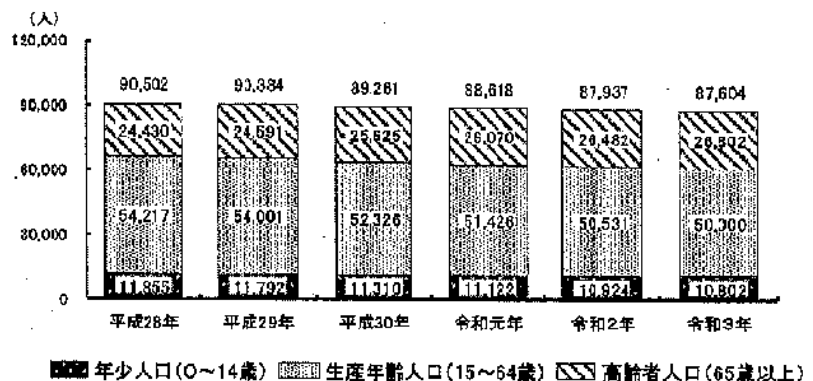
本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間です。

本計画の対象は、妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭とします。

5 亀岡市の子どもと家庭の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少し続けています。高齢者人口は、増加していますが、年少人口・生産年齢人口も減少しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 子どもの生活状況調査

① 調査の目的

本調査では、今後の子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するため、市内の小中学校と連携して、市全体の子どもの生活状況や学習環境等について調査しました。

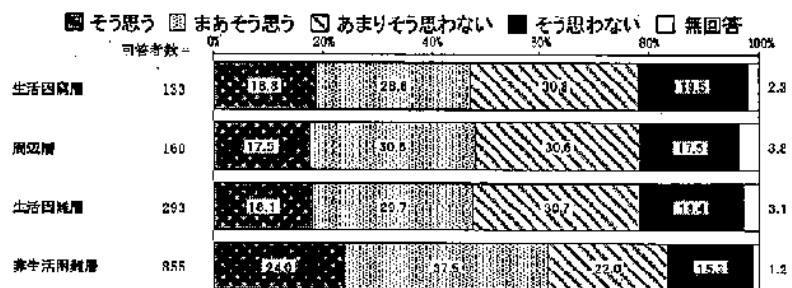
② 調査の概要

	配布数	回答数	回答率
保護者	1,537通	1,389通	90.30%
児童・生徒	1,537通	1,322通	86.01%

調査対象者	小学校5年生とその保護者、中学校2年生とその保護者
調査方法	無記名による、学校を通じた配布・回収
調査時期	令和2年8月18日（火）～8月28日（金）
集計方法	保護者の経済状況や生活実態に着目して、「生活困難層」、「周辺層」、「生活困難層」、「非生活困難層」に分類し、児童・生徒や保護者の生活状況について、比較・分析を行いました。

③ 主な調査結果

自分のことを好きだと思わない子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



6 取り組む上での課題

(1) 子どもの学びについての現状と課題

学校の授業についての理解度は、生活困難層で「いつもわかる」、「だいたいわかる」の割合が低くなっています。

また、生活困難層で、学校の授業以外で勉強はしない割合が高くなっており、将来の進学についても「高校まで」の割合が高くなっています。

子どもの学びについては、生活困難層と、非生活困難層では、大きな差が見られることから、『学習支援』を行っていくことが重要であることがうかがえます。

(2) 子どもの生活と健康についての現状と課題

子どもが朝食を食べない割合や自分の健康状態をあまりよくないと感じている子どもの割合、むし歯が出来た時に歯医者に行かない割合において、生活困難層と非生活困難層では、差が見られました。

このような課題に対応するためには、子どもに対する学習面の支援だけでなく、『子どもの生活と健康に関する支援』も行っていくことが重要です。

また、子どもの生活の安定を図るために保護者への適切なサポートを行うことも重要となります。

(3) 子どもの自己肯定感や将来の夢についての現状と課題

生活困難層では、「自分のことが好きだと思う」や「自分の将来の夢がある」などの割合が低くなっており、自己肯定感が低いことがうかがえます。

貧困によって、自分には価値がないと考えてしまい、将来への夢や希望を失ってしまう原因になることにもつながります。様々な社会経験や親との関わりの機会を増やし、『子どもの自己肯定感』を高めていくことが重要となります。

(4) 保護者の生活状況についての現状と課題

関係機関へヒアリング調査の結果、貧困の状態に置かれた子どもやその家族への必要な支援の回答の中で、「保護者の自立支援」の割合が最も高く、次いで「保護者の就労機会の確保等、就労に関する支援」などが続きます。

働きたくても働けない保護者が就労するためには、生活の不安を解消し、日常生活の安定にどのようにつなげていくのが重要になります。

7 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。その子どもたちが健やかに育つとともに、自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓く力を育むことは親や家族をはじめ、すべての住民に共通する願いでもあります。

本計画では、亀岡市に暮らす子どもたちの未来をより一層輝かしいものとするために、すべての子どもたちが健やかに暮らし、夢と希望を持って成長していけるまちの実現を目指し、以下の理念を掲げます。

【基本理念】

子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか

8 基本目標

(1) 子どもたちの学びを応援（教育の支援）

すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の教育に関する支援を行います。また、地域の資源を活かし、行政、教育関係者等と連携を図りながら、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの学ぶ意欲や自己肯定感を高める取り組みを推進します。

(2) 子どもたちの生活の安定を応援（生活安定の支援）

貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する相談に応じ、適切なサービスにつなげるなど、適宜、関係機関と連携し生活に関する支援のために必要な施策を推進します。

(3) 保護者の生活を応援（保護者の就労の支援及び経済的支援）

保護者に対する職業訓練の実施、その他保護者に対する就労の支援のために必要な施策を推進するとともに、ひとり親家庭や障がいのある人、生活に困難を抱えている人などの生活を支援するため、各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援のために必要な施策を推進します。

さらに就労や経済的支援以外にも、保護者の心や体の健康状態がよくなないと、子どもへの影響があることから、保護者の心と体に寄り添う施策を推進していきます。

(4) 地域ぐるみでの応援（地域ぐるみの支援）

支援を必要とする子どもや家庭の生活を支援するため、地域における見守り体制や地域での安心・安全ネットワークづくりのために必要な施策を推進します。

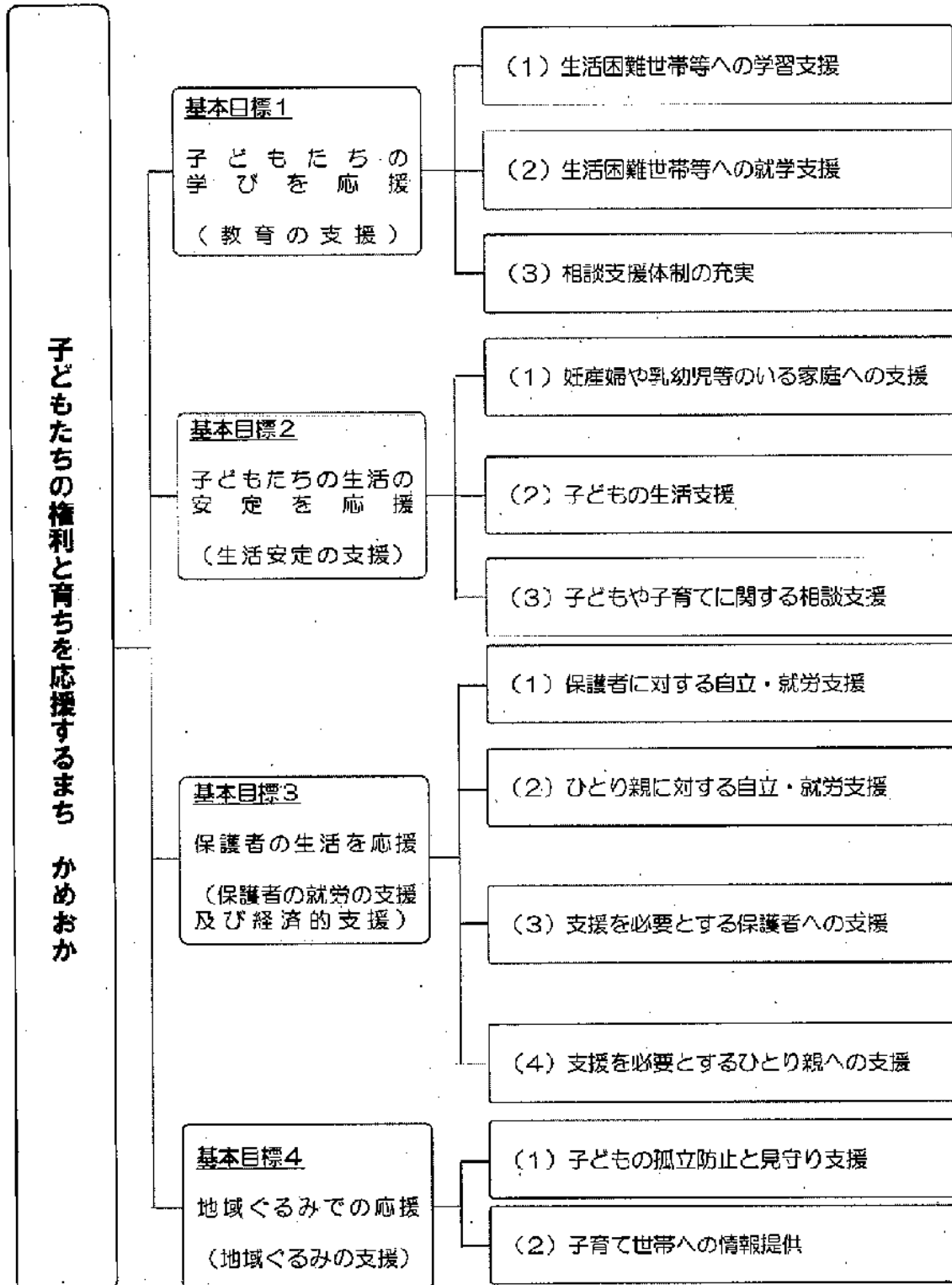
また、支援が届きにくい子どもや家庭を支援するため、子育てや家庭教育に関する情報提供や利用手続きの改善とサービスの周知について必要な施策を推進します。

9 施策の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕



10 目標指標

本市では、国の「子供の貧困対策に関する大綱」が示す指標を踏まえ、具体的な施策の展開と整合を図り、基本目標ごとに目標指標を設定します。

【基本目標1 子どもたちの学びを応援】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）								
①亀岡市地域未来塾の実施時間	中学3年生 275時間	中学3年生 530時間								
②学力の向上	京都府学力診断テスト	京都府学力診断テスト								
	<table><tr><td>正答率</td><td>割合</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>74.3%</td></tr></table>	正答率	割合	50%以上	74.3%	<table><tr><td>正答率</td><td>割合</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>79.3%</td></tr></table>	正答率	割合	50%以上	79.3%
	正答率	割合								
50%以上	74.3%									
正答率	割合									
50%以上	79.3%									
	（割合の数は、平成29年度から令和3年度の各学年の平均値）	（割合の数は、各学年の平均値）								
③勤労体験的教育の取組校	48%	100%								

【基本目標2 子どもたちの生活の安定を応援】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）
①乳児家庭訪問全戸訪問の訪問率	85%	100%
②妊娠応援プランの作成率	58%	80%
③虫歯の無い3歳半の幼児の割合	80%	90%
④養育支援訪問の件数	75件	150件
⑥保育所入所待ちの解消	135人	0人

【基本目標3 保護者の生活を応援】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）
①家計改善支援事業の改善率（生活困窮世帯）	38%	65%
②ファミリーサポートセンター事業の相互援助活動件数	929件	1,200件
③公正証書等により養育費の取決めをしている割合	20% （令和3年度）	25%
④ひとり親家庭への総合的な支援のための相談体制の充実	整備	構築

【基本目標4 地域ぐるみでの応援】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）
①家庭相談受付件数	299件	420件
②地域における見守り体制の構築（こども食堂、居場所、こども宅食、学習支援等）	整備	構築

11 子供の貧困に関する指標比較表

No	指 標	亀岡市 数値	京都府 数値	全国 数値	数値の根拠
1	生活保護世帯の子供の高等学校等進学率	100%	94.5%	93.7%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学校部を含む。）の卒業生数 分子：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学者数 （H30.4.1現在） 市：地域福祉課調べ
2	生活保護世帯の子供の高等学校等中退率	3.6%	6.3%	4.1%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍生数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 （H30.4.1現在） 市：地域福祉課調べ
3	生活保護世帯の子供の大学等進学率	35.3%	44.1%	36.0%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発校の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）、各種学校への進学者数 （H30.4.1現在） 市：地域福祉課調べ
4	児童養護施設の子供の進学率（中学校卒業後）	—	100%	95.8%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：その年度末に中学卒業した者の数 分子：その年度の翌年度（5月時点）に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数 （H30.5.1現在） 市：厚生労働省調査のため、都道府県単位の数値はあるが、それ以下の市町村単位の数値は不明。
5	児童養護施設の子供の進学率（高等学校卒業後）	—	63%	30.8%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校（3年制）を修了した者の数 分子：大学、短期大学、専修専門学校（4年制に継続した者）、専修学校、各種学校、公共職業能力開発校への進学者数 （H30.5.1現在） 市：厚生労働省調査のため、都道府県単位の数値はあるが、それ以下の市町村単位の数値は不明。
6	ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）	—	母子 85.3% 父子 81.3%	81.7%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：保育所、幼稚園、認定こども園である割合 市：京都府の母子・父子世帯実態調査のため、各市町村単位ではデータ抽出していないので数値不明。
7	ひとり親家庭の子供の進学率（中学校卒業後）	—	—	95.9%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数 分子：高等学校、高等専門学校に在籍者数 市：京都府の母子・父子世帯実態調査のため、各市町村単位ではデータ抽出していないので数値不明。
8	ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）	—	母子 65.3% 父子 63.2%	58.5%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校に在籍者数 市：京都府の母子・父子世帯実態調査のため、各市町村単位ではデータ抽出していないので数値不明。
9	全世帯の子供の高等学校中退率	—	1.0%	1.4%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母：高等学校在籍者数 分子：高等学校中退者数 平成30年度調査 市：文部科学省調査のため、都道府県単位の数値はあるが、それ以下の市町村単位の数値は不明。
10	全世帯の子供の高等学校中退者数	—	750人	48,594人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 （平成30年度調査） 市：文部科学省調査は、都道府県単位の数値はあるが、それ以下の市町村単位の数値は不明。
11	SSWによる対応実績のある学校の割合（小学校）	100%	100%	50.9%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立小学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある小学校の数
12	SSWによる対応実績のある学校の割合（中学校）	100%	100%	58.4%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある中学校の数

No	指 標	亀岡市 数値	京都府 数値	全国 数値	数値の根拠
13	SCの配置率（小学校） （巡回派遣校含む）	100%	100%	67.6%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立小学校数 分子：補助事業を活用したSCが配置された小学校の数
14	SCの配置率（中学校） （巡回派遣校含む）	100%	100%	89.0%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応実施のある中学校の数
15	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100%	62.5%	65.6%	平成29年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している」と回答し、かつ「入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している」と回答した市町村数 市：平成29年度上記調査において、「どちらも実施している」と回答。
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	100%	48.0%	47.2%	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「前年度までに実施」と回答した市町村数 市：平成30年度上記調査において、「前年度までに実施」と回答。
17	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	100%	52.0%	56.8%	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「前年度までに実施」と回答した市町村数 市：平成30年度上記調査において、「前年度までに実施」と回答。
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数（学校種別）	—	—	—	高等学校の修学支援新制度（給付型奨学金、授業料等減免）も当該年度において利用した者の数 ※高等教育の修学支援新制度については令和2年4月より開始。 （出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ）
19	滞納経験（電気・ガス・水道）ひとり親世帯	電気 6.8% ガス 5.3% 水道 10.7%	—	電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：ひとり親世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査
20	滞納経験（電気・ガス・水道）子供のいる全世帯	電気 3.5% ガス 3.3% 水道 4.2%	—	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：子供がいる世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和2年度子どもたちの生活状況調査
21	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食品 19.6% 衣服 26.6%	—	食品 34.9% 衣服 39.7%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：ひとり親世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査
22	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（子供のいる全世帯）	食品 10.9% 衣服 15.5%	—	食品 16.9% 衣服 20.9%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：子供がいる世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査
23	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	相談 2.8% お金援助 4.4%	—	相談 8.9% お金援助 25.9%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：世帯の有効回答者のうち、子供がいる世帯に属する世帯の数 分子：「頼れる人がいない」と回答した個人の数 注）等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得（世帯員数を調整した世帯所得）の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十分分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。 なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査 ※1：生活困窮層で「頼れる人がいない」の割合
24	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1～3十分位）	相談 6.1% お金援助 20.7% ※1	—	相談 7.2% お金援助 20.4%	

No	指 標	電 岡 市 数 値	京 都 府 数 値	全 国 数 値	数 値 の 根 拠
25	ひとり親家庭の親の 就業率（母子家庭）	—	89.3%	80.8%	平成27年国勢調査 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として 設定がなされていないため、数値不明。
26	ひとり親家庭の親の 就業率（父子家庭）	—	92.9%	88.1%	平成27年国勢調査 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として 設定がなされていないため、数値不明。
27	ひとり親家庭の親の 正規の職員・従業員の 割合（母子世帯）	—	39.6%	44.4%	平成27年国勢調査 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のう ち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として 設定がなされていないため、数値不明。
28	ひとり親家庭の親の 正規の職員・従業員の 割合（父子世帯）	—	60.5%	69.4%	平成27年国勢調査 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のう ち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として 設定がなされていないため、数値不明。
29	子供の貧困率（国民生 活基礎調査）	11.2%	—	13.9%	平成27年国民生活基礎調査 分母：子供（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない 子供の数 市：令和2年度電岡市子どもの生活状況調査。上記国の調査 に添う調査案件と兼うことに留意。
30	子供の貧困率（全国消 費実態調査）	—	—	7.9%	平成26年全国消費実態調査 分母：子供（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない 子供の数
31	ひとり親世帯の貧困 率（国民生活基礎調 査）	—	—	50.8%	平成27年国民生活基礎調査 分母：子供のいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世 帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員 数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない子供のいる現役世 帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
32	ひとり親世帯の貧困 率（全国消費実態調 査）	—	—	47.7%	平成26年全国消費実態調査 分母：大人（18歳以上）一人と子供（17歳以下）からなる世 帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子供か らなる世帯の世帯員数
33	ひとり親家庭のうち 養育費についての取 決めをしている割合 （母子世帯）	—	—	42.9%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
34	ひとり親家庭のうち 養育費についての取 決めをしている割合 （父子世帯）	—	—	20.8%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
35	ひとり親家庭で養育 費を受け取っていない 子供の割合（母子世 帯）	—	—	69.8%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 分母：母子世帯の子供の数 分子：養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数
36	ひとり親家庭で養育 費を受け取っていない 子供の割合（父子世 帯）	—	—	90.2%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 分母：父子世帯の子供の数 分子：養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

1 概要

(1) 事業名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

(2) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国民の生活が傷んでいることから、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしへの支援を行うため

2 実施内容

(1) 給付対象

①住民税非課税世帯（プッシュ型）

*基準日（令和3年12月10日）において世帯員全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯（申請型）

*上記①以外で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

(2) 給付額

1世帯当たり現金10万円
指定口座振り込み（予定）

(3) 給付時期

可能な限り速やかに実施（準備が整った市町村から、出来るだけ速やかに開始との国から指示）

(4) 手続きのフロー（見込）

①住民税非課税世帯（プッシュ型）

- ・市から対象者に受領意思及び振込口座等の「確認書」を郵送
- ・対象者が市に①の「確認書」を記入し返送
- ・市から対象者に対し指定口座に給付金を振込

②家計急変世帯（申請型）

- ・対象者から市に家計が急変した旨の「中立書」（申請書）を提出
- ・市による申立書内容の審査
- ・市から対象者に「支給決定通知」を送付するとともに、指定口座振込

3 補正予算

1,545,000千円（内：事業費1,500,000千円・事務費45,000千円）

*対象世帯を15,000世帯と見込む。

令和3年12月14日

環境市民厚生常任委員会

－ 提 出 資 料 －

(1) 亀岡市埋立てごみ中間処理業務について

環境先進都市推進部

R3年度中間処理実績

	令和3年度								
	4月実績 (kg)	5月実績 (kg)	6月実績 (kg)	7月実績 (kg)	8月実績 (kg)	9月実績 (kg)	10月実績 (kg)	11月実績 (kg)	合計
エコピア搬入量	172,580	137,700	111,200	120,710	100,800	115,130	138,000	105,420	1,001,540
中間処理量	25,970	58,740	79,010	93,296	94,657	138,170	172,380	194,030	856,253
埋立て	15,290	33,790	43,980	50,890	48,580	73,980	99,750	108,410	474,670
可燃	4,360	9,820	11,450	15,440	16,760	22,280	23,480	27,350	130,940
再資源化	6,320	15,130	23,580	26,966	29,317	41,910	49,150	58,270	250,643
鉄くず	4,720	12,090	17,850	18,950	19,670	28,580	34,380	40,500	176,740
プラスチック	1,550	2,760	4,730	7,110	7,680	11,240	12,100	15,190	62,360
その他 (銅線・基盤・ステン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エコピア戻し (缶・ビン、電池他)	50	280	1,000	906	1,967	2,090	2,670	2,580	11,543
削減率(※1)	41.1%	42.5%	44.3%	45.5%	48.7%	46.5%	42.1%	44.1%	44.6%
資源化率(※2)	24.3%	25.8%	29.8%	28.9%	31.0%	30.3%	28.5%	30.0%	29.3%

※1(削減率の算出式): (中間処理量-埋立て量)÷中間処理量

※2(資源化率の算出式): 再資源化量÷中間処理量

●埋立てごみの中に混入されている資源化可能物

☆プラスチック製品



☆おもちゃ



☆電化製品



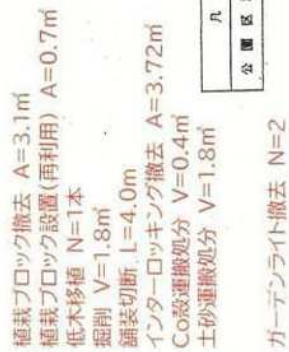
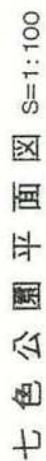
J R馬堀駅前喫煙ブースの設置について

- 設置場所 篠町馬堀駅前1丁目102-1（七色公園内）
- 規格等 6人用（基本サイズ：W=3000、D=2210、H=2660）
密閉型公衆喫煙所
軽量鉄骨造 平屋建て
防火仕様
- 今後の予定 入札：12月22日（水）15:30
契約：落札決定後
工期：契約の日～令和4年3月31日（木）

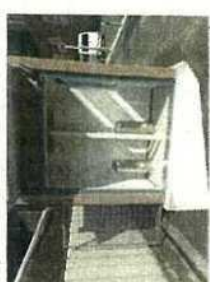
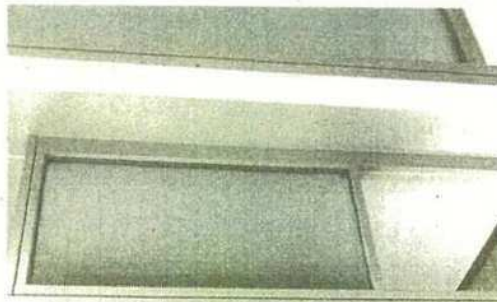
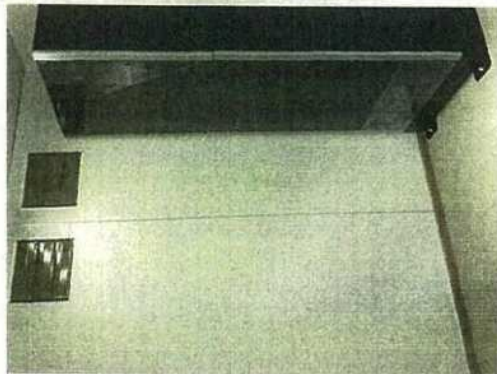
（参考）

- 令和2年度実績
 - ・J R亀岡駅南口喫煙所：11,792千円
- 他市事例
 - ・東京都台東区：17,677千円
 - ・滋賀県草津市：27,540千円
 - ・東京都立川市：36,520千円

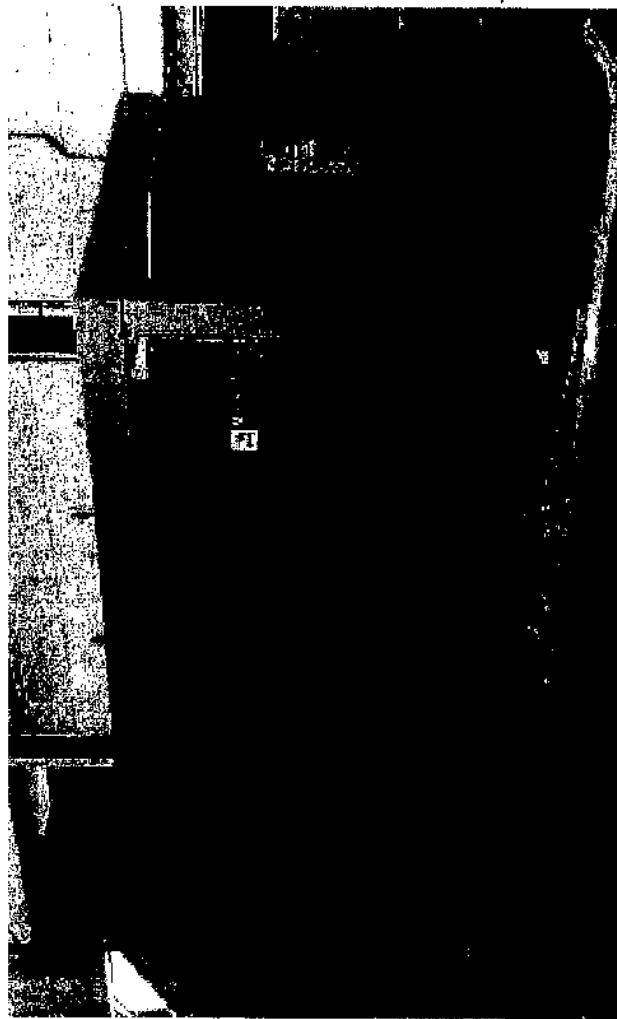
[illegible]



入札日	工事名	契約額税込	業者名	予定価格税込
2020/9/18	池之端二丁目喫煙所新築工事設計業務委託	3,278,000	株式会社中村設計	
2021/5/11	池之端二丁目喫煙所新築工事	14,399,000	育栄建設株式会社	14,476,000



入札日	工事名	契約額税込	業者名	予定価格税込
2020/9/29	南草津駅前マナースペース整備工事	27,539,160	丸正建設	30,534,900



申請者氏名	草津市長 橋川 涉
敷地の主要用途	喫煙所
申請建物用途	喫煙所
申請地	草津市南草津一丁目10の一部
用途地域等	商業地域
	建ぺい率80% 容積500%
工事種別	新築
敷地面積	40.44㎡
建築面積	16.38㎡(建ぺい率 40.50%)
延べ面積	16.38㎡(容積率 40.50%)
構造	アルミニウム合金造
階数	1階

入札日	工事名	契約額税込	業者名	予定価格税込
2020/11/11	立川駅周辺喫煙所設置等工事	36,520,000	砂川建設(株)	43,095,642



立川駅北口公衆喫煙所



立川駅南口公衆喫煙所

地方都市におけるひきこもりに対する実効性ある支援と対策を
求める意見書（案）

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月に公表されたが、40～64歳の引きこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者となった親と共に社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への事業充実を行ってきたが、今後は、地方においてもより身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実、就労支援など、就職氷河期世代を含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。あわせて教育現場においても人権の尊重と個人の人格を大切にする取組を通して、引きこもりを未然に防ぐ取組が必要である。

ついで、国におかれては、ひきこもりは、個人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、省庁横断的に下記事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 ひきこもり状態にある者に適した支援の充実を図るため、地方都市による「ひきこもりサポート事業」の強化に向けて財政支援の更なる充実を図ること。
- 2 より身近な場所での相談支援を行うため、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を強化できる財政支援を充実させると共に、就労につなげるための経済分野など省庁横断的取組を行うこと。
- 3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズや生活環境の変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援を行っている中で、更に充実した仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

亀岡市議会議員 福井 英昭